

大阪市告示第1510号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年11月4日（火）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月17日（月）	
	令和7年11月25日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年11月1日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年11月2日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年11月3日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月5日（水）から 同月7日（金）まで	
	令和7年11月8日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年11月9日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

令和 7 年11月11日（火）から 同月14日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 7 年11月15日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 7 年11月16日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 7 年11月18日（火）から 同月21日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 7 年11月22日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 7 年11月23日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 7 年11月24日（月）	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 7 年11月26日（水）から 同月28日（金）まで	
令和 7 年11月29日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 7 年11月30日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）